

# 委託業務仕様書

## 1 趣旨

コースとなっている四万十川は、『日本最後の清流』と呼ばれています。それは、その清らかな流れだけではなく、川岸のほとんどが自然に近い状態で残され、里山の原風景が残っており、河口から赤鉄橋までの約10kmの汽水域では、多種多様な魚種・藻類がとても豊かで『いのちのゆりかご』と呼ばれています。また、川と関わる伝統的な生活文化が残っている所も魅力の一つとなっています。

また、足摺国立公園は、高知県から愛媛県にいたる海岸を中心とした国立公園であり、花崗岩の豪壮な断崖景観のほか、巨大な海食洞、波食台などと、海岸段丘上のピロウ、アコウ、ツバキなどの亜熱帯植物、およびサンゴの美しい海中公園などで知られています。

これらの地域の魅力を年代に関係なくサイクリングで体感していただくことをイベントの目的としています。

## 2 実施主体

四万十・足摺無限大チャレンジライド実行委員会（以下、「実行委員会」という）

## 3 業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。

### (1) 業務名

四万十・足摺無限大チャレンジライド運営事業（以下、「無限大チャレンジライド」という）

### (2) 委託期間

契約の日から平成27年3月31日（火）まで

### (3) 委託上限額

6,500,000円

（消費税及び地方消費税、当事業に係る全ての経費を含む）

※委託上限額については、前回大会の収支決算額等を参考に提示したものとしているが、事業の拡充を図る場合はこの限りではない。

財源の内訳は、

#### 1. 参加料4,244,000円

昨年度実績 足摺コース、四万十コース：@8,000円×232人

無限大コース：@12,000円×183人

ショートコース：@4,000円×48人

#### 2. 協賛企業の協賛金1,010,000円（昨年度実績）

#### 3. 高知県観光コンベンション協会助成金1,500,000円（今年度予算）

※事業完了後の収支について、赤字分の委託料の増額は認めない。ただし黒字分については、委託先の取り分とする。

#### (4) 事業の実施

幡多地域において、次の事業を行う。

- ・無限大チャレンジライドの実施

#### 無限大チャレンジライドの実施

##### 1. 目的

道の駅等を経由点とし、特産品を利用した給水・給食メニューの提供など、地域の特色を前面に押し出したサイクリングイベントを実施することで、地域の魅力を発信する。

##### 2. 大会概要

(1) 開催日 平成27年2月28日(土)、3月1日(日)(予定)

(2) 主催 実行委員会

(3) 参加資格 高校生以上の男女で、制限時間内で完走できる走力を有する者。

大会規則、交通規則、マナーを遵守できる者。大会規則の内容を了承した者。

(4) 参加定員 500名程度

(5) 場所 高知県(四万十市、土佐清水市、大月町、宿毛市、四万十町)

(6) 大会形式 競技性は排除し、サイクリングで地域を楽しむことを目的とする。公道封鎖は行わない。

(7) 整備および自転車の形状について

- ◆小径車・リカンベントを含む公道を走れる自転車で参加すること
- ◆前後のブレーキが完備されていること
- ◆DHバーの装着は禁止
- ◆ヘルメットは必ず着用すること
- ◆ライト(前照灯)の装着、トンネル内では必ずライトを点灯すること
- ◆テールライトを装備すること(トンネルが多いため)
- ◆タンデム車での走行は不可
- ◆グローブを着用すること

(8) コース内容(詳細は別添コース図)

##### 【四万十コース 約136キロ】

四万十市安並運動公園(スタート)→こぶしのさと(黒潮町)→道の駅四万十大正(四万十町)→宮地公設駐車場(四万十市)→四万十市安並運動公園(ゴール)

##### 【足摺コース 約108キロ】

四万十市安並運動公園(スタート)→海の駅あしずり(土佐清水市)→大月町役場(大月町)→すくもサニーサイドパーク(宿毛市)→四万十市安並運動公園(ゴール)

### 【経由点】

#### ・チェックポイント

参加者の走行管理のため、ゼッケンチェック等を行う（通過制限時間を設定）。チェックポイントはエイドステーションの役割も兼ねる。

#### ・エイドステーション

地元特産物を使用した給水・給食メニューを提供する。

#### 四万十コース

場所	エイドステーション	チェックポイント	参加者立ち寄り
こぶしのさと	○	×	必須
道の駅四万十大正	○	×	
宮地公設駐車場	○	○	
四万十市安並運動公園（ゴール）	○	○	

#### 足摺コース

場所	エイドステーション	チェックポイント	参加者立ち寄り
海の駅あしずり	○	×	必須
大月町役場	○	○	
すくもサニーサイドパーク	○	×	
四万十市安並運動公園（ゴール）	○	○	

### 3. 業務内容

受託事業者は、実行委員会を補佐し、実行委員会の意見に基づき、本イベントを実施するために必要な全ての業務を行うものとする。主な業務内容は下記のとおり。ただし、計画策定の過程で、業務内容の修正及び追加が必要となった場合は、これに対応することとする。

#### （1）大会運営にかかる業務

##### ①協賛企業等

- ・協賛企業に関する募集、営業、調整業務（任意事項とする）

→昨年度実績は1,010,000円

##### ②実施計画

- ・大会要領及び募集要項（ポスター含）の策定

- ・運営マニュアル（運営組織図、スケジュール、緊急事態対応等）の作成
- ・警備マニュアル（コース図、配置図、配置時間、人数規模等）の作成
- ・参加者配布用ガイド（スケジュール、受付方法、各種規定等）の作成

#### ③事務局運営

- ・参加者の募集及び対応業務  
（専用HPの管理運営、受付、問合せ、配布物の送付、参加費徴収等）  
※Web募集についてはスポーツエントリーおよびJTBスポーツステーションの2つ以上で行うこと。昨年度実績は足摺コース160名、四万十コース72名、無限大コース183名、ショートコース48名。
- ・大会運営に関する安全対策の検討及び検証
- ・関係団体との調整（実行委員会からの要請時）

#### ④大会運営（実行委員会と連携し実施）

- ・大会運営管理
- ・サイクリングスタッフの手配
- ・大会スタッフの食事の手配
- ・参加者、スタッフの保険加入
- ・発着点会場の装飾
- ・雨天、荒天、緊急時に関する対応（参加者、関係者への連絡）
- ・完走証、記念品等の作成、配布

#### ⑤準備及び運営に関する制作物のデザイン、制作

- ・参加者ゼッケン、各種看板、パンフレット及びポスター等
- ・専用HPの開設

#### ⑥結果報告等（各5部）

- ・大会報告書の作成
- ・記録写真の撮影、提出（紙及びデータ）

#### (2) 視点

- ・参加者のもてなし（エイドでの地元グルメ提供等）を考慮した予算配分とすること。
- ・参加者や地域住民、道路通行車両等の十分な安全対策を講ずること。
- ・参加者募集・申込、広報については、雑誌・Webサイトを活用するなど、効果的に行えるよう工夫すること。
- ・見積書の収入欄は、委託料と参加料収入を分けて計上すること。
- ・四万十・足摺地域の特性を十分把握したうえで実施すること。
- ・少ない費用で最大限の効果を生むよう工夫したものとする。

#### (3) 委託内容に含まない経費（実行委員会の対応業務）

- ・走行コースの選定
- ・関係機関との調整業務（自治体、警察、サイクリング協会等）
- ・各種申請業務（警察、道路占用、会場使用等に関する業務）

- ・発着点付近の駐車場確保、使用料
- ・特別な技術を要しないスタッフの確保（駐車場整理、エイド提供、立哨等）
- ・開会式における司会者の確保（人材提供のみ）
- ・開会式会場及びエイド設営に係る物品の一部  
（音響機材、テント、机、椅子、コーン、看板の一部）
- ・エイドステーションの設営撤去

#### 4. 参加料について

- ・参加料は、類似のイベントと比較して妥当な範囲で設定すること。
- ・当イベントに係る参加料については、事業運営の収支計画における収入として充てることとする。ただし、参加者数が募集定員を下回った場合においても、委託料の増額は認めない。

#### 5. 協賛について

- ・協賛企業に関する募集については、受託事業者の任意事項とするが、事業の拡充を図るため業務遂行上の可能な範囲で募集するものとする。
- ・協賛により得られた協賛品については、イベント運営に充てるものとする。ただし、協賛金収入については、事業運営の収支計画における収入として充てることとする。

#### 6. その他

上記に定める事項のほか、業務遂行上必要と認める事項が発生した場合は、協議のうえ、業務内容を変更することができる。

## 4 著作権等の取扱い

### (1) 著作権者

作成物等の著作権は、実行委員会に帰属する。

### (2) 第三者への使用許諾

作成物の複製等は禁止することとする。また、第三者への使用許諾は、幡多地域の広報等に関するものに限り、実行委員会が行うものとする。

### (3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者との著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。
- ②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ③著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、実行委員会と受託者で協議のうえ処理することとする。

5 委託事業の実施における留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実行委員会と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) その他定めのない事項については、必要に応じ実行委員会と協議のうえ処理するものとする。
- (3) 事業計画の不承認などにより、事業が行われない場合の損害に対する賠償は行わない。